

質疑に対する回答

安芸市長

令和8年6月19日付で公告した「安芸市水道料金改定及び審議会運営支援業務」に係る質疑について、下記のとおり回答します。

記

No.	受付日	質疑	回答
1	R8. 6. 22	業務仕様書第6条（配置技術者） 当社社員ではない有識者（公認会計士等）を業務体制に含めるため、一部業務の再委託は事前に申請すれば可能でしょうか。	本業務における一部業務の再委託については、原則として認めます。ただし、以下の条件を遵守してください。 1. 受託者の責任:再委託を行った場合であっても、業務遂行上のすべての責任（成果品の品質、納期、秘密保持等）は、契約の相手方である受託者が負うものとします。 2. 専門的知見の確保:再委託先を含めた業務遂行体制において、仕様書第6条に定める配置技術者の要件（専門的知見、資格等）が確実に満たされている必要があります。 3. 審議会への対応:仕様書第5条および公告12-(2)に定める審議会への出席・質疑応答については、当該専門知識を有する技術者本人が直接対応することを原則とします。 4. 事前の届出:業務開始後、再委託先や体制に変更が生じる場合は、速やかに市へ書面にて報告し、承認を得るものとします。 以上を踏まえ、契約締結後の業務遂行計画書等において、再委託先を含めた具体的な体制図をご提示ください。
2	R8. 6. 22	第3条（現状分析及び将来予測） 経費予測の基となる事業計画は安芸市様にて予算予測等資料提供いただけるということで宜しいでしょうか。	本業務の遂行にあたり、市が保有する以下の資料については提供いたします。 1. 現在策定中の経営戦略、過去5年間の決算書及び財務諸表 2. 現在公表している水道事業の財政計画及び予算予測資料 3. その他、業務遂行に必要と市が認める基礎データ ただし、将来の料金体系検討や総括原価算定に必要な「前提条件の細部設定（例：具体的な投資優先順位や将来の事業規模のシミュレーション等）」については、提供する基礎資料を基に、受託者の専門的知見をもって協議の上で決定するものとします。 また、市が提供する資料に不足がある場合や、新たな前提条件の検討が必要な場合は、仕様書第9条に基づき、随時市と協議して進めることとします。
3	R8. 6. 22	第5条（審議会運営支援・必須業務） 4回想定 of 審議会開催予定時期を教えてください。	審議会の開催スケジュール（予定）は以下のとおりです。 ・令和8年度：2回開催（令和8年10月以降に実施予定） ・令和9年度：2回開催（時期については、業務進捗に合わせて受託者と協議の上決定予定） なお、具体的な開催日程については、審議会委員の予定調整等により前後する可能性があるため、確定次第、受託者と協議のうえ調整させていただきます。

質疑に対する回答

No.	受付日	質疑	回答
4	R8. 6. 22	同種業務履行実績書について 実績はどのように証明判断行います でしょうか。 証明資料必要でしょうか。 また、実績は四国内で宜しいでしょ うか。	実績の証明方法および地域的要件について以下の通り回答いたします。 1. 証明方法および資料について 入札参加にあたっては、履行実績を証明する書類（契約書の写し、または業務完了報告書の写し等、契約期間 および業務内容が確認できるもの）の提出を求めます。 2. 実績の地域的要件について 実績の所在地（地域）は四国内に限定いたしません。官公庁またはそれに準ずる公的機関における、同種業務 の履行実績であれば認めます。 3. 判断基準について 提出された資料に基づき、仕様書に記載の業務内容と合致しているかを本市が審査し、判断いたします。